平成２２年（フ）第３５号
群馬県邑楽郡明和町中谷93番地１　ヒルズ坂上Ｄ－３
債務者　藤野　裕行
１　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第４１号
群馬県太田市小舞木町469番地、住民票上の住所群馬県太田市西新町７番地９
債務者　小林　隆二
１　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第３３２１号
愛知県半田市桐ケ丘２丁目201番地の11　桐ケ丘荘12号
債務者　市川さゆり
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４８４号
愛知県津島市唐臼町西島71番地２　県営唐臼住宅６棟203号
債務者　ブラッディーシャカこと　松下　雄也
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６８６号
名古屋市中川区豊成町１番４―1404号　豊成団地
債務者　小野田　喬
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３７号
名古屋市東区山口町５番６号　市営山口荘２棟401号
債務者　神山　武夫
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３８号
名古屋市東区山口町５番６号　市営山口荘２棟401号
債務者　神山美代子
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９９号
名古屋市千種区千種３丁目33番６号　アーバンポイント吹上306号
債務者　山岡小百合
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７８号
名古屋市守山区笹ヶ根１丁目601番地　サニーヒルズ釜ケ洞Ａ棟301号
債務者　橋本　由子
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８３号
名古屋市港区丸池町１丁目１番地の１　丸池荘２棟304号
債務者　水野　鈴香
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１６０号
大阪市住之江区南港中２丁目５番22―1011号、前住所大阪市住之江区南港中３丁目３番31―325号
債務者　一ノ瀬ゆかり
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７号
函館市船見町13番１号
債務者　石垣　靖子
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１４号
岩手県久慈市天神堂第33地割16番地１
債務者　藤原　孝子
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１５号
岩手県久慈市天神堂第36地割120番地
債務者　岡野　友保
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第２０号
岩手県一関市関が丘88番地６
債務者　斉藤　　友（旧姓菊地）
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２８号
岩手県一関市東山町長坂字荒瀬157番地８
債務者　栃澤　里香
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第４９号
群馬県邑楽郡明和町梅原791番地１
債務者　立木絵里子
１　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
前橋地方裁判所太田支部